



全社協・地域福祉部 News File No.60

令和3年2月1日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- ハガキでつながる想いの輪
(東京都・豊島区民社会福祉協議会)
- 未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part4

全社協からのお知らせ

- 全社協地域福祉部
「2019・2020年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査」(締切延期:令和3年2月15日)
「令和2年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検」(締切:令和3年2月15日)
「「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価」(締切:令和3年2月15日)
- 全社協「令和2年度 日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会Ⅱ」(ライブ配信:令和3年3月15日)
- 全社協地域福祉推進委員会「令和2年度経営基盤強化セミナー」(ライブ配信:令和3年2月25日)

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「令和2年度第三次補正予算の成立を踏まえた今後の生活困窮者自立支援の強化について」(令和3年1月29日)

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「令和2年度全国厚生労働関係部局長会議」(令和3年1月26日)
- 厚生労働省「評議員の改選(評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等)に係る留意事項について」(令和3年1月27日)
- 厚生労働省「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和3年1月25日)
- 厚生労働省「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正」(令和3年1月29日)

情報提供・ご案内

- 中央共同募金会「第3回 with コロナ草の根活動応援成」(締切:令和3年2月25日)

＜配信先＞

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

«配信元»

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL: 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さんへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方への支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さんに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 /
厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web
2020
Home Care & Rehabilitation Equipment

K-ねっと
※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、隨時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

ハガキでつながる想いの輪

(東京都・豊島区民社会福祉協議会)

豊島区民社会福祉協議会では、大学生を中心の学習支援チーム「つばめ」と一緒に「ちゅうりっぷ学習会」を行っています。コロナ禍により、学習会は令和2年3月より休止状態になりました。子どもたちのために何かしたい!という学生の想いから、毎月おたよりを作って、ハガキで子どもたちとやりとりを始めました。

おたよりの作成には、学習会開始当初から関わっている民生委員さんにも協力して頂きました。いつも地域で見守っている民生委員さんの想いを、子どもたちに楽しんで読んでもらえたらいいなと思ったのがきっかけです。今では、「ちゅうりっぷ学習会」の名物ともなった民生委員さんのおにぎりの差し入れ。そのおにぎりを作るようになったきっかけや民生委員さんの子ども時代、子どもたちへのメッセージを載せました。

子どもたちからは毎回、一生懸命書いた手書きのメッセージが社協に届きます。民生委員さん宛に届いたメッセージには、たくさんの「ありがとうございます」の言葉が書かれていきました。また、子どもたちからの返信ハガキの余白には、親御さんから「いつも子どもたちのためにありがとうございます」と添えられていました。こうした温かいメッセージに学生、社協職員もとても励まされています。会えない中でも心でつながっている、そう実感しています。



未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part4

新型コロナウイルス感染拡大で、人と人が互いに接触する機会を減らすことを求められ、これまで地域において、住民・市民が人に寄り添い、つながりづくりを進めてきたボランティア活動や市民活動にとって力を発揮しにくい状況になっています。

こうした状況の中、地域福祉活動の再開に向けガイドラインの作成やICTを活用し、住民へのアプローチを絶やさない工夫をしているところや、助けあいの仕組みについて話し合い、継続して展開している動きもあります。

については、「全国アクション」のホームページに掲載した事例の中で、コロナ禍においてつながりを絶やさないための取り組みを実施する団体から、実践の工夫をうかがい、参加者と意見共有ができるオンラインサロンを開催します。

4回目となる今回のテーマは「コロナ禍における地域福祉活動再開に向けたチャレンジ」です。ぜひご参加ください。

未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part4

【日 時】令和3年2月22日（月）15:00～17:00

【実施方法】zoomミーティング

【主な内容】

① 事例報告①「できないことをできることに！地域活動再開にむけての工夫」

宝塚市社会福祉協議会（兵庫県）

※ 地域福祉活動再開に向けたガイドラインの作成、オンラインでの見守り活動交流会等におけるコロナ禍の地域住民へのアプローチ、つながる工夫、効果、苦労したこと等

② 事例報告②「コロナ禍の有償たすけあいシステム「おたがいさま」の展開」

地域つながりセンター（島根県）

※ コロナ禍のたすけあいシステムの展開において、話し合い工夫されたこと（アンケート調査や感染対策等）、実施した効果、課題、苦労したこと等

③ 参加者同士の情報交換

※ ブレイクアウトセッションを活用し、現在の問題意識や取り組み、質問したいことを共有。

④ 全体共有

※ 各グループの事例についての質問をチャットで共有し、事例提供者やコメントーターからアドバイス。

【対象】**社協職員**、社会福祉法人・福祉施設、生活協同組合、ボランティア団体・個人、民生委員・児童委員、行政、NPOなど

【定員】200名（先着順）

【参加費】無料

【申込方法】下記の申込フォームよりお申込みください。

〔申込フォーム〕 <https://forms.gle/c8KSzird1zz7Syd99>

【申込期限】令和3年2月15日（月）※定員になり次第、申込を締め切ります。

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part4
<https://www.zcwvc.net/>

全社協からのお知らせ

全社協地域福祉部

「2019・2020年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査」（締切延期：令和3年2月1日）

「令和2年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検」（締切：令和3年2月15日）

「「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価」（締切：令和3年2月15日）

全社協地域福祉部では、市区町村社協の皆様にご協力いただき、「2019・2020年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査」、「令和2年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検」、「「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価」を実施しています。

「2019・2020年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査」につきましては、コロナ禍の状況に鑑み、当初の予定から締切日を「令和3年2月15日（月）」まで延長します。

緊急小口資金等の特例貸付等への対応等、ご多用の中誠に恐縮ですが、ご協力賜りますようお願い申しあげます。

(1) 2019・2020年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査

【趣旨】

社会福祉協議会の基本情報として毎年把握しており、厚生労働省への情報提供等にも活用している重要なデータとして、全ての市区町村社協よりご回答いただいております。

【締切】

~~令和3年2月1日（月）~~ ⇒ 令和3年2月15日（月）

(2) 令和2年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検

【趣旨】

不祥事の発生・再発防止の徹底を図るために、平成30年度に「改訂：市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント」を用いた「会計業務等における全国一斉点検」の結果等を踏まえ、項目を重点化して全国一斉点検を実施します。

【締切】

令和3年2月15日（月）

(3) 「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価

【趣旨】

「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価を通じて、各市区町村社協において、目指す地域の姿や事業・活動の展開、組織・事業基盤の強化の具体的な方策を組織的に協議する一つの契機とするために実施します。

【締切】

令和3年2月15日（月）

〔調査実施 URL〕 <https://sk-portal.jp/>

※ ユーザIDとパスワードが不明な場合は、z-chiiki@shakyo.or.jpまでお問い合わせください。

全社協「令和2年度 日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会Ⅱ」（ライブ配信：令和3年3月15日）

日常生活自立支援事業の専門員は、利用者の意思決定支援を基本に、利用者の権利擁護、自立生活支援に取り組まなければなりません。しかし、地域のニーズは年々多様化し、地域社会や福祉・生活関連の制度が変化し続ける中で、さまざまなケースへの対応を求められています。

こうした中で、意思決定支援、権利擁護、自立生活支援の専門職として、利用者に対して、また、地域の中でその役割を果たしていくためには、ソーシャルワーカーとしての専門性を高めていく必要があります。

そこで、次のことを目的に本研修会を開催いたします。

- ① 事例検討の視点や手法を学ぶことにより、相談援助職として自らの実践をふりかえり、その後の援助内容に活かしていく自己検証能力を強化する。
- ② 研修会後も各専門員が自己検証の機会を持ち、また専門員同士が互いに経験知を共有し、課題対応力を向上する手段として、専門員同士（仲間同士）の事例検討の運営・参加の仕方を学び、都道府県・指定都市等より身近な地域で定期的な事例検討会を開催できるようにする。

令和2年度 日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会Ⅱ

【開催方法】

(1) オンデマンド動画配信、(2) ライブ配信

【参加対象】

- ① 日常生活自立支援事業における業務経験が満2年以上の専門員
(上記開催日時点で専門員として経験年数が3年目に入っている方)
- ② 都道府県・指定都市社協の日常生活自立支援事業の担当職員

(1) オンデマンド動画配信

【日 時】令和3年2月中旬配信開始予定（※令和3年3月31日まで公開）

【参 加 費】無料

【定 員】定員なし

【主な内容】① 基調説明「日常生活自立支援事業を取り巻く状況」

全国社会福祉協議会 地域福祉部長 高橋 良太

② 講義「専門員に求められる視点と事例検討のポイント」
ルーテル学院大学 教授 福島 喜代子 氏

③ 講義「日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携による総合的な権利擁護支援体制に向けて」
法テラス埼玉法律事務所 常勤弁護士/日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 運営委員 水島 俊彦 氏

④ 講義「個別支援における多機関・多職種連携」
Optim's-pt 代表 上原 久 氏
大村市社会福祉協議会 事務局次長 山下 浩司 氏

【申込期限】令和3年2月19日（金）

【申込方法】<https://forms.gle/tEWHg6f2oW7iT8zz8>

(2) ライブ配信

【日 時】令和3年3月15日（月）9時45分～15時5分

【参 加 費】2,000円

【定 員】90名

【主な内容】「事例検討①・②」

〔講師〕

ルーテル学院大学 教授 福島 喜代子 氏

〔コメンテーター・事例検討補助〕

西東京市社会福祉協議会 福祉支援課長 関根 裕恵 氏

大村市社会福祉協議会 事務局次長 山下 浩司 氏

【申込期限】令和3年2月26日（金）

【申込方法】<https://forms.gle/iJEdyU7jdZhAAuMj7>

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 令和2年度日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会Ⅱ

<https://www.zcwvc.net/>

全社協地域福祉推進委員会「令和2年度経営基盤強化セミナー」(ライブ配信:令和3年2月25日)

コロナ禍においても、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会に参加し、自立的な暮らしを最期まで続けることのできる「地域共生社会」を実現するためには、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が必要です。

一方で、介護・障害サービス事業を含め、社協事業全体の財務状況は年々厳しさを増しており、各社協が財務状況や各事業・活動の意義、効果を改めて確認・分析し、今後めざす姿に向けて計画的に経営基盤の強化に取り組むことが求められています。

また、令和3年度介護報酬改定にあたって、報酬改定の具体的な内容等を理解するとともに、各社協における事業経営への影響を分析し、今後の戦略的な事業経営を展望することも不可欠となります。

さらに、コロナ禍においても、介護サービスを必要とする方に必要なサービスが提供される体制を整えるためには、今回の報酬改定ですべての介護サービス事業所に策定が義務付けられた「業務継続計画」(BCP)が重要となります。

そこで、本セミナーは、令和3年度介護報酬改定の具体的な内容等を踏まえ、今後の戦略的な事業経営の考え方と実践について研究協議することを目的に開催します。

※ 本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインにより実施します。

全社協地域福祉推進委員会「令和2年度経営基盤強化セミナー」

(1) オンデマンド動画配信(録画配信)

【参加対象】市区町村社協、都道府県・指定都市社協

※ 「(2) ライブ配信(zoomミーティング)」への参加の有無にかかわらず、都道府県・指定都市社協、市区町村社協に動画視聴のためのIDとパスワードを『全社協 地域福祉部 NewsFile』の配信先メールアドレスにお送りします(令和3年2月中下旬予定)。

【参加費】無料 ※ 資料はデータでの提供で、印刷物での資料送付はありません。

【主な内容】

- ① 挨拶「市区町村社協介護サービス経営研究会の取組状況」(15分)
鹿児島県社協事務局長 福田 正道 氏
(全社協地域福祉推進委員会市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会委員長)
- ② 行政説明「令和3年度介護報酬改定のポイント」(45分)
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課(調整中)
- ③ 説明①「令和3年度介護報酬改定を踏まえた社協・介護サービス事業の戦略的な展開」(30分)
全社協地域福祉部長 高橋 良太
- ④ 説明②「令和3年度介護報酬改定を踏まえた社協・介護サービス事業の経営分析の視点」(30分)
長野県・富士見町社会福祉協議会事務局次長 小林 功 氏
(全社協地域福祉推進委員会市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会委員)
- ⑤ 説明③「福島県社協における市区町村社協介護サービス経営支援」(30分)
福島県社協事務局次長兼地域福祉課長 関 靖男 氏

(2) ライブ配信(zoomミーティング)

【日 時】令和3年2月25日(木) 13時30分~15時30分(120分)

【参加対象】市区町村社協、都道府県・指定都市社協の役職員

【定 員】200名

【参 加 費】無料 ※ 資料はデータでの提供で、印刷物での資料送付はありません。

【申込方法】下記申込フォームからお申込みください。

[申込フォーム] <https://forms.gle/5pa3cSFCL4Nh5cp48>

【申込締切】令和3年2月17日(水) 17時(ただし、定員になり次第、締め切ります)

【主な内容】

- ① 説明「介護サービス事業経営における感染症発生時のBCPの策定に向けて」
社会福祉法人若竹会常務理事 菊池 俊則 氏
(厚生労働省「介護サービス類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援業務一式」検討会委員)
- ② 課題共有・情報交換
「①各社協における感染症発生時のBCPの策定に向けて」
「②令和3年度介護報酬改定を踏まえた今後の対応」

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「令和 2 年度第三次補正予算の成立を踏まえた今後の生活困窮者自立支援の強化について」(令和 3 年 1 月 29 日)

令和 3 年 1 月 29 日、厚生労働省は、令和 2 年度第三次補正予算の成立を踏まえ、事務連絡「令和 2 年度第三次補正予算の成立を踏まえた今後の生活困窮者自立支援の強化について」を発出しました。

今回の事務連絡では、令和 2 年度第三次補正予算において、生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進する「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」に 140 億円が計上されており、各自治体に対して、以下の観点で、委託先法人等を通じて各窓口の状況を把握した上で、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット交付金」等を活用し、必要な人件費の手当等を行うことを求めています。

- 相談員等の時間外労働が過重となっていないか
- 超過勤務手当など、必要な人件費の支払いにおいて、委託料に不足が生じていないか
- 相談員等の健康状態に問題はないか
- 外国籍の方への対応などにおいて、翻訳機器等が必要となっていないか
- その他、窓口において苦慮していることはないか

また、緊急小口資金等の特例貸付については、令和 2 年度第三次補正予算において約 4,199 億円が計上されていますが、予算執行については、必要に応じ繰り越しを行うとともに、貸付実績を踏まえて、適時必要な金額を内示する予定であることが示されました。

なお、今回の事務連絡を受けて、全社協では、都道府県・指定都市社協事務局長宛に「令和 2 年度第 3 次補正予算を活用した生活困窮者等への相談支援体制の強化に向けた対応について（依頼）」（令和 3 年 1 月 29 日 全社地発第 445 号）を発出し、内容の周知を図っています。

厚生労働省 令和 2 年度第三次補正予算の成立を踏まえた今後の生活困窮者自立支援の強化について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000730560.pdf>

厚生労働省 令和 2 年度厚生労働省第三次補正予算案の概要
<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/03index.html>

制度・施策等の動向

厚生労働省「令和2年度全国厚生労働関係部局長会議」(令和3年1月26日)

令和3年1月26日、厚生労働省は、「令和2年度全国厚生労働関係部局長会議」の資料及び説明動画をホームページに掲載しました(新型コロナウイルス感染症予防の観点から、今年度は、収集形式での会議は実施されませんでした)。

社会・援護局の資料では、重層的支援体制整備事業の枠組みや交付金、重層的支援体制整備事業関連の令和3年度予算案の内容等が示されています。

重層的支援体制整備事業の施行に向けたポイント

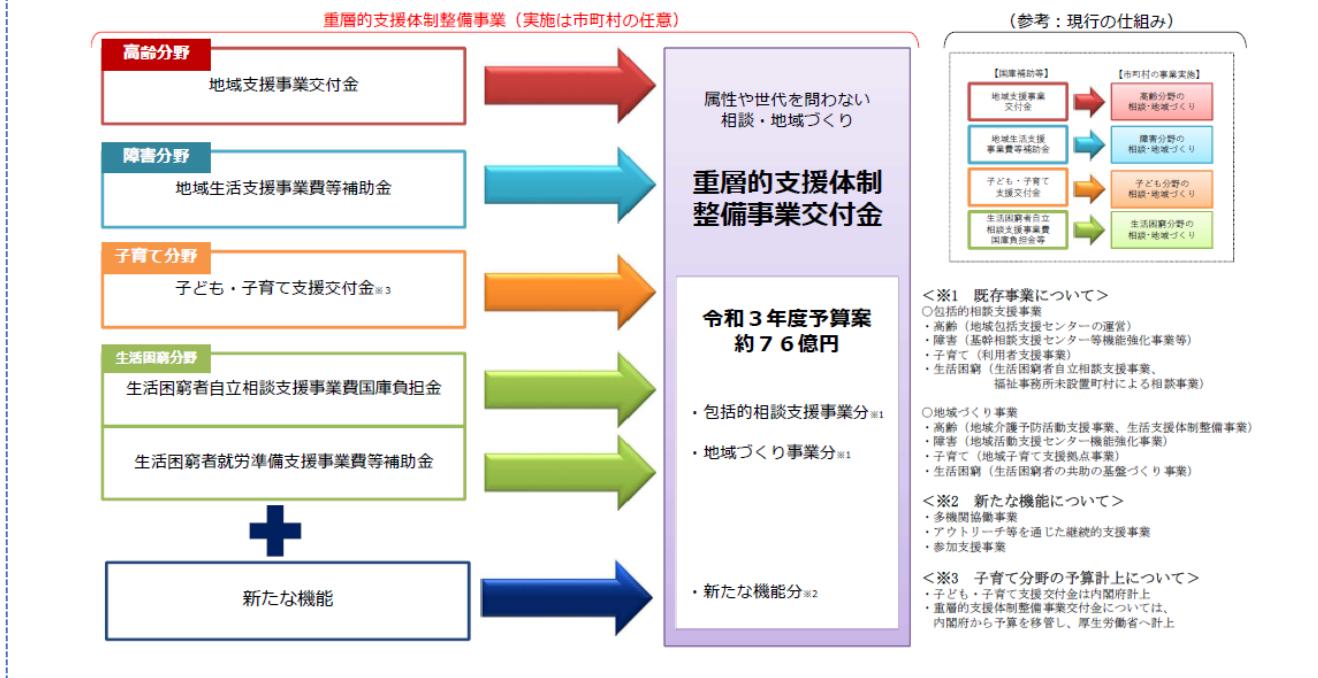
※ 全社協地域福祉部整理

1. 重層的支援体制整備事業交付金について

- 重層的支援体制整備事業交付金については、各分野の相談支援及び地域づくりにかかる既存事業の補助金等を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった新たな機能にかかる補助を追加して交付するもの。
- 既存事業分については、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様。
- 令和3年度予算案における既存事業及び新たな機能に係る各事業の補助率は【表1】、新たな機能分の補助基準額(案)は【表2】のとおり検討中。
- なお、新たな機能分(多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業)の国の補助率は3/4(市町村の負担は1/4)としているが、これは制度施行当初の移行準備期間としての措置であり、令和5年度以降の補助率は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討中。
- また、改正社会福祉法に基づき、社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(令和2年政令第380号)、社会福祉法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第205号)及び社会福祉法第106条の4第2項第3号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件(令和2年厚生労働省告示第396号)については、令和2年12月24日付け公布され、令和3年4月から施行。
- これに伴い、同日付けにて通知(「社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の公布等について」子ども家庭局長、社会・援護局長、社会援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)を発出し、重層的支援体制整備事業に要する費用に関する交付金の交付の方法、その額の算定の基礎となる費用の算定方法等について周知。

※【参考】全社協「重層的支援体制整備事業に関する政省令の公布について(報告)」(令和2年12月24日 全社地発第404号)

- なお、重層的支援体制整備事業の具体的な事業内容、交付方法等については、別途通知予定(令和3年1月26日時点)。



【表1】(令和3年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等)

	事業名	補助率等			
		国	都道府県	市町村	その他
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	基幹相談支援センター等機能強化事業等 ※1	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	利用者支援事業	2/3	1/6	1/6	—
	生活困窮者自立相談支援事業	3/4	—	1/4	—
	福祉事務所未設置町村による相談事業	3/4	—	1/4	—
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)
	生活支援体制整備事業	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	地域活動支援センター機能強化事業 ※2	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3	—
	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	1/2	—	1/2	—
新たな機能	・ 参加支援事業 ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・ 多機関協働事業	3/4	—	1/4	—

※1 地方交付税を財源として実施される障害者相談支援事業に加えて、地域生活支援事業費等補助金実施要綱に規定する「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業等）」を原則実施

※2 地方交付税を財源として実施される地域活動支援センターの基本事業に加えて、地域生活支援事業費等補助金実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」を原則実施

【表2】(令和3年度における新たな機能分の補助基準額(案))

市町村人口規模	補助基準額(円)
10,000人未満	25,300,000
10,000人以上～30,000人未満	28,000,000
30,000人以上～50,000人未満	31,000,000
50,000人以上～100,000人未満	33,800,000
100,000人以上～200,000人未満	42,000,000
200,000人以上～300,000人未満	50,500,000
300,000人以上～500,000人未満	56,000,000
500,000人以上	61,800,000

※ 市町村人口規模は令和3年1月1日時点

2. 重層的支援体制整備事業関連の令和3年度予算案

- 地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「重層的支援体制整備事業」に加えて、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」、「重層的支援体制構築推進人材養成事業」を実施するために必要な経費として、令和3年度予算案において116億円計上。
- 各事業の具体的な事業内容等については、別途通知予定(令和3年1月26日時点)。

(1) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

- 改正社会福祉法に基づき重層的支援体制整備事業が創設されたため、これまで実施してきたモデル事業は令和2年度に廃止し、令和3年度は新たに「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」として新設する。
- 市町村が実施主体となり、令和4年度以降に重層的支援体制整備事業へ移行するために必要な経費に対して補助するもの。具体的には、重層的支援体制整備事業の実施に向けた市町村の体制整備に取り組むことを目的とし、多機関協働の取組を必須としつつ、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援の取組、庁内外の関係者・関係機関との連携体制を構築するための取組等を対象に補助する予定。
- 令和3年度予算案における国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）としており、補助基準額（案）は【表3】のとおり検討中。
- 補助期間は有期とし、モデル事業の補助期間と通算して3年間の補助期間（既にモデル事業の国庫補助を3年間受けている市町村は、別途1年間に限り補助）とする予定。

【表3】（令和3年度における移行準備事業の補助基準額（案））

市町村人口規模	補助基準額（円）	
	令和4年度に重層的支援体制整備事業に移行予定の市町村	左記以外の市町村
10,000人未満	25,300,000	16,900,000
10,000人以上～30,000人未満	28,000,000	18,700,000
30,000人以上～50,000人未満	31,000,000	20,700,000
50,000人以上～100,000人未満	33,800,000	22,500,000
100,000人以上～200,000人未満	42,000,000	28,000,000
200,000人以上～300,000人未満	50,500,000	33,700,000
300,000人以上～500,000人未満	56,000,000	37,300,000
500,000人以上	61,800,000	41,200,000

※ 市町村人口規模は令和3年1月1日時点

※ 令和3年度については、モデル事業からの事業継続を考慮し、令和4年度に移行予定の市町村を対象に、経過措置として重層的支援体制整備事業と同じ補助基準額を適用。

(2) 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

- 都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するもの（※都道府県による市町村の後方支援はモデル事業の中でも都道府県事業として進めてきており、令和2年度では27都県が取り組んでいる）。
 - ※ 【参考】令和2年度地域共生モデル事業実施自治体（都県27自治体）
青森県、山形県、群馬県、栃木県、埼玉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
- 具体的には、市町村における庁内連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層的支援体制整備事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象に補助する予定。
- なお、国の補助率は3/4（都道府県の負担は1/4）。

なお、「令和2年度全国厚生労働関係部局長会議」等を踏まえ、全社協では、都道府県・指定都市社協事務局長宛に「「重層的支援体制整備事業の施行に向けたポイント」について（報告）」（令和3年1月29日 全社地発第443号）を発出し、重層的支援体制整備事業に係る内容の周知を図っています。

厚生労働省 令和2年度全国厚生労働関係部局長会議 資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16145.html

厚生労働省 令和2年度全国厚生労働関係部局長会議 説明動画
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhBqf4eV1C4Niy8FmsngxhB>

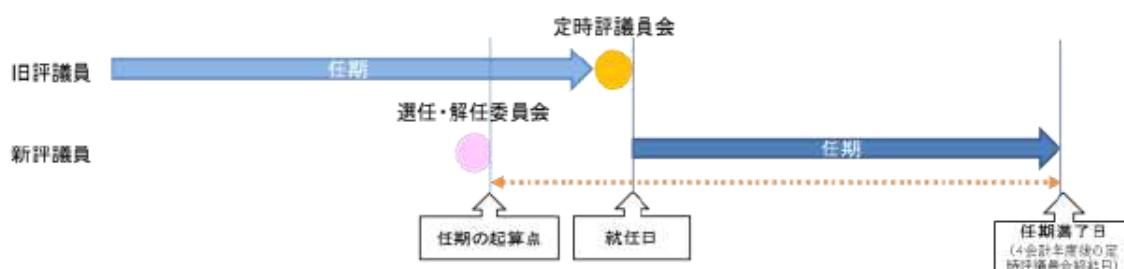
厚生労働省「評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について」（令和3年1月27日）

令和3年1月27日、厚生労働省は、令和3年度に社会福祉法人制度改革以降初めて評議員の一斉改選が行われること（評議員の任期を定款で6年に伸長した社会福祉法人を除く）を踏まえ、事務連絡「評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について」を発出しました。

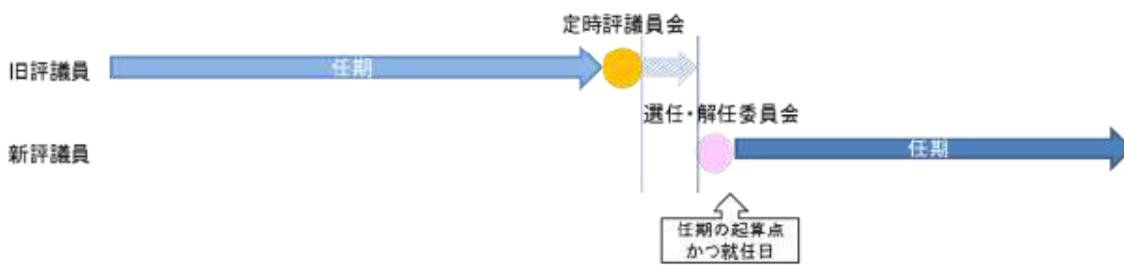
この事務連絡では、法人の実情に応じて評議員選任・解任委員会の開催時期を選択できることが示されています。

開催時期①	定時評議員会と同日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行い、かつ新評議員が同日付で就任承諾を行う。
開催時期②	定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任を議決する。
開催時期③	定時評議員会よりも後の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任を議決する。

【開催時期②】定時評議員会よりも「前」の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合のイメージ



【開催時期③】定時評議員会よりも「後」の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合のイメージ



なお、今回の事務連絡を受けて、全社協では、都道府県・指定都市社協事務局長宛に「評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について（周知依頼）」（令和3年1月29日 全社地発第444号）を発出し、内容の周知を図っています。

厚生労働省 評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000728948.pdf>

厚生労働省「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和3年1月25日)

令和3年1月25日、厚生労働省は、令和3年度介護報酬改定に関する「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」を公布しました。

今回の改正により、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けられました（3年間の経過措置期間）。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正」(令和3年1月25日)における全サービス共通の主な改正のポイント

※ 全社協地域福祉部整理

① 感染症対策の強化

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】
 - ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・ その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施 等

② 業務継続に向けた取組の強化

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

③ CHASE・VISIT 情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

- 介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービス（居宅介護支援を除く）について、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。居宅介護支援については、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨する。【省令改正】

※ 令和3年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる予定。

科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence ; LIFE ライフ)

④ ハラスメント対策の強化

- 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求ることとする。【省令改正】

⑤ 会議や多職種連携におけるICTの活用

- 運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。【省令改正等】

・ 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

・ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

⑥ 利用者への説明・同意等に係る見直し

- 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。【省令改正等】

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

⑦ 記録の保存等に係る見直し

- 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。【省令改正】

⑧ 運営規程等の掲示に係る見直し

- 介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。【省令改正】

⑨ 高齢者虐待防止の推進

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

〔基準〕

- 運営基準（省令）に以下を規定。

- ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
- ・ 運営規程に定めておかなければならぬ事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
- ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（※ 3年の経過措置期間を設ける。）

なお、今回の改正を踏まえ、全社協では、都道府県・指定都市社協事務局長宛に「令和3年度介護報酬改定に関する人員・設備及び運営基準の改正について（報告）」（令和3年1月29日 全社地発第442号）を発出し、改正内容の周知を図っています。

また、全社協地域福祉推進委員会では、「令和2年度経営基盤強化セミナー」を開催し、事業継続計画（BCP）の策定をテーマにライブ配信（zoomミーティング）を行うこととしています。

全社協地域福祉推進委員会「令和2年度経営基盤強化セミナー」（ライブ配信）

【日 時】令和3年2月25日（木）13時30分～15時30分（120分）

【参加対象】市区町村社協、都道府県・指定都市社協の役職員

【定 員】200名

【参 加 費】無料 ※ 資料はデータでの提供で、印刷物での資料送付はありません。

【申込方法】下記申込フォームからお申込みください。

〔申込フォーム〕 <https://forms.gle/5pa3cSFCL4Nh5cp48>

【申込締切】令和3年2月17日（水）17時（ただし、定員になり次第、締め切れます）

【主な内容】

① 説明「介護サービス事業経営における感染症発生時のBCPの策定に向けて」

社会福祉法人若竹会常務理事 菊池 俊則 氏

（厚生労働省「介護サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）作成支援業務一式」検討会委員）

② 課題共有・情報交換

「①各社協における感染症発生時のBCPの策定に向けて」

「②令和3年度介護報酬改定を踏まえた今後の対応」

厚生労働省 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H210127R0010.pdf>

e-GOV 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（仮称）案（概要）」に対して寄せられた御意見について
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200335&Mode=1>

厚生労働省「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正」(令和3年1月29日)

令和3年1月29日、厚生労働省は、第8期介護保険事業（支援）計画の作成上のガイドラインとなる「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件」（厚生労働省告示第29号）を告示しました。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の主な改正内容

※ 全社協地域福祉部整理

【2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備】

- 令和2年6月に成立した地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において、市町村介護保険事業計画は当該市町村の区域における人口構造の変化の見通しを勘案して作成されなければならないものとされたことを踏まえ、基本指針においても、これに関する考え方等を記載。

【地域共生社会の実現】

- 地域共生社会は、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる社会であり、その実現に当たっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要。これを踏まえ、基本指針において、この考え方等に関する事項を記載。

【介護予防・健康づくり施策の充実・推進】

- 介護予防の推進に関しては

- PDCAサイクルに沿った推進にあたってデータの利活用を進めることやそのための環境整備
- 専門職の関与
- 他の事業との連携を行うこと
- 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の対象者や価格の上限の弾力化を踏まえて介護保険事業（支援）計画を作成すること
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進
- 在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図ること
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標設定等が重要。これらを踏まえ、基本指針において、この考え方等に関する事項を記載。

【有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化】

- 改正法により老人福祉法が改正され、都道府県が有料老人ホームの届出に関する情報を市町村へ通知すること、また、市町村が未届けの有料老人ホームを発見した場合には都道府県に情報提供するよう努めるものとされたことを踏まえ、基本指針においても、これに関する考え方等を記載。
- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、基本指針において、必要な介護サービス基盤の整備量を適切に見込むため、市町村が都道府県と連携し、これらの設置状況等の情報を積極的に把握する旨を記載。

【認知症施策の推進】

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、次の①から⑤までに掲げる柱に沿って認知症施策を進めることが重要である。また、これらの施策は認知症の人やその家族の意見も踏まえて推進することが重要であり、基本指針において、これらに関する考え方等を記載。

①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開

【地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化】

- 現状の介護人材不足に加え、2025（令和7）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となるため、介護人材の確保については、各都道府県・市町村において、介護保険事業（支援）計画に取組方針等を記載し、これに基づき計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要。
- 加えて、総合事業の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化及び質の向上に資する取組を強化することが重要であり、基本指針において、これらに関する考え方等を記載。

【災害や感染症対策に係る体制整備】

- 近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、基本指針において、これらへの備えの重要性について記載。

官報 令和3年1月29日（号外 第21号）介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件

<https://kanpou.npb.go.jp/20210129/20210129g00021/20210129g000210000f.html>

e-GOV 介護保険の事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（案）についての御意見の募集について（結果公示）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200331&Mode=1>



情報提供・ご案内

中央共同募金会「第3回 withコロナ草の根活動応援助成」（締切：令和3年2月25日）

中央共同募金会では、「赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン」による募金＆助成プログラムを実施しています。

このたび、本キャンペーンの一環として「withコロナ 草の根活動応援助成」の第3回助成公募を開始しました。

新型コロナウイルスへの感染症への対策が日々変化し、日常生活においては、人と身体的距離をとることによる接触を減らすことなど、「新しい生活様式」が提言される中、地域福祉活動においては今までの対面的な活動やつながり方を見直すなど新たな活動スタイルが試行されています。

そこで、withコロナの社会におけるボランティア団体・NPO等による新たな地域福祉活動への移行や組織づくりを応援するために、「withコロナ 草の根応援助成」の第3回公募を実施します。

普段の助成に比べ、手続きをできるだけ簡素にしていますので、できる限り多くの団体にご活用いただけます。

第3回 withコロナ 草の根応援助成の公募について

【助成金額】

1団体あたりの助成金額 原則10万円（助成総額は3,000万円を予定）

【応募の対象となる団体】

- 地域福祉活動を行うボランティア団体・NPO等（法人格を持たない任意団体、一般社団法人、特定非営利活動法人）
※ 今回の助成では社会福祉法人は対象となりません。また、自治会・町内会・マンション等集合住宅の管理組合等、会員同士の互助的な活動を主な目的とする団体も対象となりません。
- 団体の年間予算規模（昨年度総収入額）が概ね300万円未満であること（補助金、委託金、助成金含む）
- 令和2年12月以前に設立された団体であること
- 団体として振込口座を持っていること
- 団体自らが独自の事務局を持っており、オンライン又はメールで申請ができること
- 反社会的勢力、および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

【応募締切】

令和3年2月25日（木）必着

【応募方法】

下記の応募フォームから申請。

〔応募フォーム〕 <https://www.akaihane.or.jp/news/16926/>

【問合せ先】

中央共同募金会 基金事業部

「withコロナ 草の根活動応援助成」担当宛

TEL：03-3581-3846 E-mail：kusanone@c.akaihane.or.jp

中央共同募金会 第3回 withコロナ 草の根応援助成の公募について

<https://www.akaihane.or.jp/news/16926/>